

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

A 県立 B 高等学校（以下、「B 高校」という）は、「個の確立のための全人教育」という教育目標を実現するために、独自の授業を行い、3 年生を中心に全校体育大会などの活動を行い、県内随一の進学校と目されてきた。

そうしたところ、B 高校で教育課程の実施等に関して不適切な対応がある旨、A 県教育委員会（以下、「教育委員会」という）に連絡があった。教育委員会の調査の結果、B 高校では、過去 10 年にわたり（1）9 つの教科で学習指導要領に沿わない指導が行われたこと、（2）教科書が使用されなかったことが明らかになった。

この調査結果を受け、教育委員会は、B 高校の 8 名の教諭を懲戒処分（以下、「本件懲戒処分」という）にした。

本件懲戒処分を受けた理科（物理を専門とする）の教諭 X は、学習指導要領は大きな枠組みであって、それ以上の教え方は現場の教員に任されていると考えていた。高等学校学習指導要領には「物体の運動と様々なエネルギーを科学的に探究するために必要な資質・能力を……育成すること」（物理基礎の目標）と「物理的な事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を……育成すること」（物理の目標）が記載されていた。

これらの目標を踏まえ、X は、自らの判断で、教育効果が期待できると考え、1 年次において「物理基礎」だけでなく、2 年次に配当されている難易度の高い「物理」の全てを教えることにしたのであり、又、一般的に苦手意識が高いといわれている物理について、生徒の理解を深めるために、教科書をほとんど使用せず、X 作成のイラスト入りのプリントなどを多用したのである。

そこで X は、自分の授業が学習指導要領に沿ったものであり、懲戒処分に納得がいけないことから訴訟を提起しようとしている。

【設問】 本件懲戒処分には、どのような憲法上の論点があるか。X の立場から、教育委員会の反論を踏まえて論じなさい。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における甲及び乙の罪責を論じなさい（但し、特別法違反は除く）。

〔設例〕

甲（65歳）は妻と離婚して持ち家（以下、「甲宅」と呼ぶ）で一人暮らしをしていたが、病弱のため世をはかなみ、この際甲宅に放火して焼身自殺を遂げ、ついでに、甲宅に掛けていた火災保険金を相続によって一人息子に与えようと考えた。しかし、自殺が原因だと火災保険金が支払われない可能性があるもので、それには一工夫する必要があった。

そこで甲は高校時代の同級生乙（65歳、男性）に電話を入れ、電話に出た乙に対し「俺はこのような状況ではもう生きる望みがないから自殺したい。そこで、最後の晩餐として親友のお前と、俺の家の庭でささやかなバーベキューパーティーを開き、それが済んだら俺は早めに家の中に引き上げるので、お前が最後にその火の不始末を装って、家の壁等に、バーベキューに使った木の燃えさしや新聞紙等の火種を立てかけて、こっそり引き上げてくれないか。俺はこの家ごと燃え尽きて、あの世に逝ってしまうから。」と話を持ちかけた。乙は甲の真摯な要請に意を決し、「わかった。その通りにするよ。最後に高級な肉と酒を用意するからな。」と承諾の返事をした。なお、甲は乙に対し、自分が甲宅に火災保険を掛けていることは伏せておいたし、乙の方も、その点に関しては、まったく認識を欠いていた。

そしてその数日後となる日曜日の午後、乙は甲宅を訪れ、「最後のバーベキューパーティー」を開き、日も暮れた午後7時頃になると、甲は乙に対し「それじゃあ、あばよ。後はよろしく頼む。くれぐれもお前が火を付けたとバレないように気をつけて。」と礼を言い、家屋内に入って行った。乙は甲の指示通り、バーベキューで使用した火種を巧妙に甲宅の壁等各所（特にバーベキューをした場所の付近）に接触するように置いて、人目を憚りながら甲宅を後にした。

その後、甲宅は各所から燃焼し始め、家屋が木造で当時風も吹いていたため、一気に燃え上がって全焼し、家屋内にいた甲は焼死した。

以上

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

建築業者 A は B との間で、B 所有の甲建物の改修工事を目的とする請負契約を締結した。その際、改修工事の完成期日は6か月後、工事代金の支払日は完成物の引渡から1か月後と約定された。A は期日までに改修工事を完了して甲建物を B に引き渡したが、B は請負契約締結後に債務超過により無資力の状態に陥ったため、支払日に工事代金を支払うことができなかった。A は B に対し、他人を騙してでも工事代金を支払えと迫ったため、B はやむなく C から騙取した金銭をもって A に対し工事代金を支払った。A は B の支払った代金の出所が怪しいことに薄々感づいていたが、あえて確認することなく代金を受領した。B に騙されたことに気づいた C は、A に対し工事代金相当額を不当利得として返還請求できるか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の各小問に答えなさい。

Xは、令和5年4月1日、Yに対し、自己の所有する土地を、①使用目的を一時使用目的（倉庫所有目的）、②賃料を1か月12万円（毎月末日限り翌月分支払）、③賃貸借契約期間を5年と定めて賃貸した。

Yは契約で定められたとおり、賃借土地上にプレハブ倉庫を建てて使用していた。Yは、Xとの間で賃貸借契約を締結したこと及び賃料債務を負っていることを前提とした上で、賃料の支払を続けていたが、経営状況が悪く、賃料の支払が弁済期よりも遅れたことが3回あったが、同年12月31日までは賃料の支払の遅れはなくなっていた。

ところがYは、令和6年1月31日に履行期の到来した同年2月分の賃料の支払をしなかった。そこで、Xは、令和6年2月8日、同月分の賃料の支払を求めるとともに、今後、弁済期の到来する同年3月分から令和9年3月分までの全ての賃料を各弁済期の翌日に支払うよう求めて訴えを提起した。

Xの訴えが適法かどうかについて論ぜよ。

（以上）

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）B日程 入学試験問題

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の文章を読み、後記〔設問〕に解答しなさい。配点：①30点、②30点、
③40点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、Aが全額出資して、創業した会社法上の非公開会社である。取締役には、Aのみが就任していた。
2. 2024年7月下旬、Aは交通事故にあい、急逝した。Aは遺言しておらず、甲社株式を含むAの全保有財産は、Aの現在の妻B、Aの先妻の子C、およびAとBとの間の子Dが法定相続することとなった。しかし、CとB・Dとの間で激しい対立が起き、遺産分割協議は難航しており、協議の場すら設定できていない。
3. 2024年8月5日、Cは、自己を取締役に選任する旨の決議があったとする株主総会議事録を作成し、当該議事録に基づく自らの取締役就任登記を了し、甲社の代表者として行為しはじめた。甲社において、2024年8月5日の株主総会に向け招集手続がとられた事実はなく、実際に株主総会が開催されたか否かも不明であった。
4. 2024年8月20日ころ、甲社の取引銀行の担当者がCの取締役就任登記に気づき、その旨をBに伝えた。Cが甲社を代表して行為しはじめたことに不信感をいだいていたところに登記の事実を伝え聞いたため、BはCに対する憎悪を抑えきれなくなり、法的救済を検討しはじめた。

〔設問〕 2024年9月4日、Bは、8月5日付のCの取締役選任決議の取消しを求めて提訴した。当該取消しの訴えにおいて①Bがすべき主張およびそれに対する②甲社の反論を検討したうえで、③両者の主張の当否を論じなさい。